

福祉施設等との随意契約の公表

地方自治法施行令の規定により、身体障害者福祉法等に規定される更生施設等において製作された物品を買入れし、又は当該施設等若しくはシルバー人材センター等から役務の提供を受ける手続について、那覇市契約規則第21条第1項第1号の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城間 幹子



1. 契約を締結する前	
物品等又は役務の名称及び数量	平成31年度ミバエ地上防除作業業務委託について
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。 なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2. 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4. 本市と契約実績がありかつ当該履行状況が良好であること。
申請方法	見積書提出 (期限:平成31年4月25日午後5時まで)
契約担当課	経済観光部 商工農水課 農水グループ 電話:(098)951-3209
2. 契約を締結した後	
契約締結日	-
契約相手方の氏名及び住所	-
契約金額	-
契約理由	-